

商企第550号  
平成27年10月13日

### 特別事業認定の失効について

みだしのことについて、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第44条第3項及び  
沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第23条の規定により、下記のとおり  
公表します。

沖縄県知事 翁長 雄志



記

本店または主たる事務所の所在地、 法人の名称、及び代表者の氏名	沖縄県うるま市勝連南風原5192番地21 コンボルト・ジャパン株式会社 代表取締役社長 島袋 修
特別事業認定番号	府政沖第69号 平成17・03・14地第3号
認定を受けた事業の種類	コンクリート製品製造業
失効年月日	平成27年8月31日
失効の理由	事業認定の失効